

加齢などにより判断能力が低下すると、実生活において、財産への不利益を受けたり、人間としての尊厳が損なわれたりする心配が生じてきます。

上記の状態となっている場合において、法律面や生活面を支援する仕組みが「**成年後見制度**」です。

本制度のうち判断能力が衰える前に、本人が「支援する人」と「支援内容」を決めておく仕組みを「**任意後見制度**」といいます。また、判断能力が衰えた後に支援する仕組みを「**法定後見制度**」といい、支援の必要性によって、「**補助**」「**保佐**」「**後見**」の3類型があります。

【ご利用のイメージ】



【制度概要】

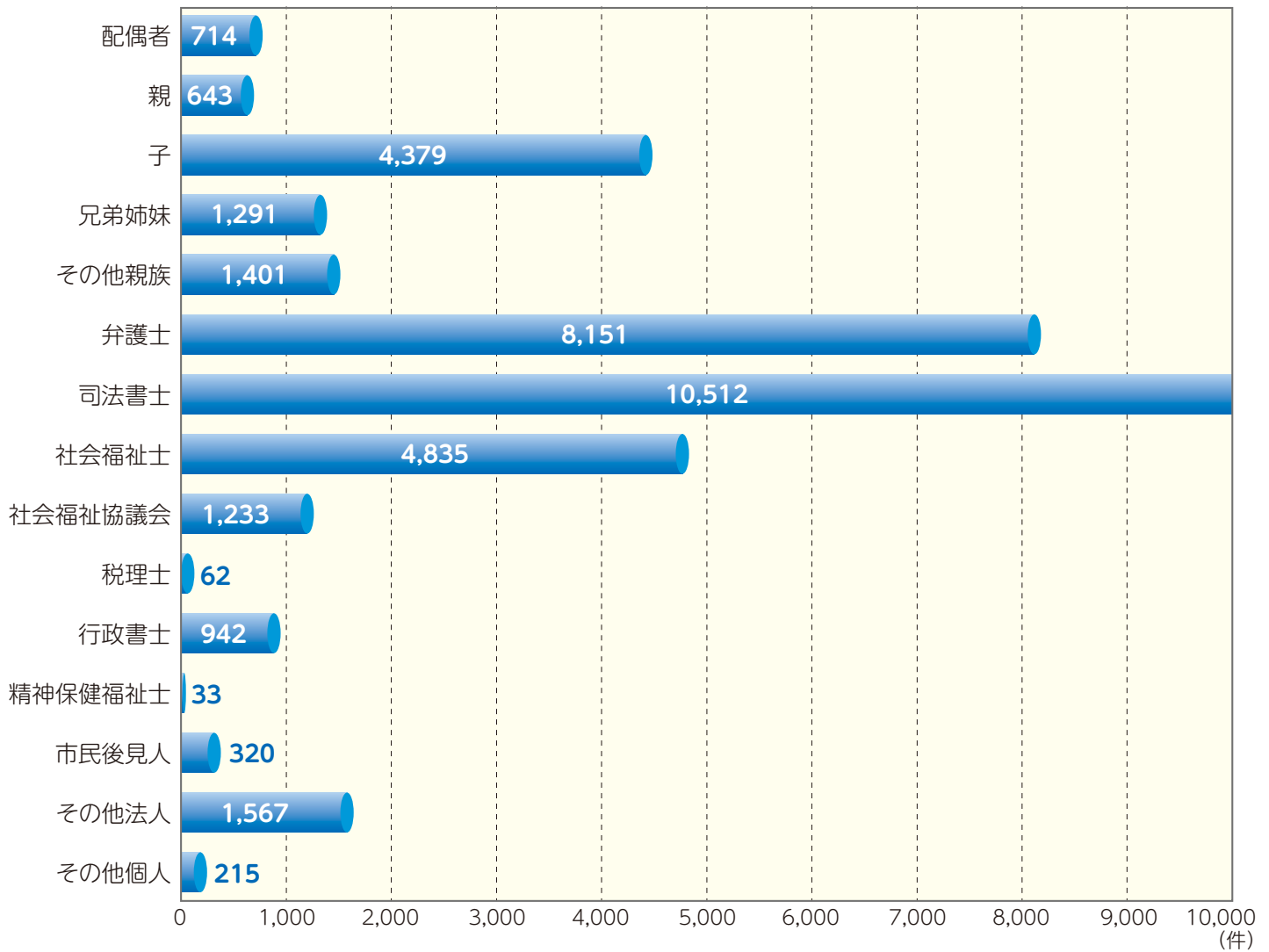
制度	利用する人	支援する人	支援する人の決め方	報酬
成年後見制度	任意後見制度 判断能力に 問題ない 人 「将来、認知症になった後のことが心配だ。」	任意後見人	本人が決定 ※本人が決めた人が支援する。	契約で決定
	法定後見制度 判断能力が 不十分な 方 「難しい手続きを手伝ってくれたり、間違った時にはダメとってくれる人がほしい。」	補助人	本人や配偶者等の申立により家庭裁判所が決定 ※家族が選ばれるとは限りません。	家庭裁判所が決定
	法定後見制度 判断能力が 著しく不十分な 方 「重要な契約について、同意や取消をしてくれる人が必要だ。」	保佐人		
法定後見制度 判断能力が 欠けているのが通常の状態 の方 「あらゆる契約や手続きの時、本人の代わりに判断してくれる人が必要だ。」	成年後見人			

- 法定後見制度において、支援する人は、近年、70%強の割合で司法書士や弁護士などの第三者が選任されています。親族が選任される割合は30%弱です。(次ページご参照)
- 成年後見制度を利用しても、日用品の購入やその他日常生活に関する法律行為は本人が単独でできます。
- 成年後見制度は判断能力が低下した時の支援です。身体が不自由になったり、物忘れが多くなっても支援されませんので、元気なうちに第三者と「**財産管理等委任契約**」を締結し代理権を与えることができます。

…次ページへ…

成年後見人等(成年後見人、保佐人および補助人)と本人との関係別件数

出典：最高裁判所 事務総局 家庭局
 「成年後見関係事件の概況(平成30年1月～12月)」



- (注1) 後見開始、保佐開始および補助開始事件のうち認容で終局した事件を対象とした。
- (注2) 成年後見人等が該当する「関係別」の個数を集計したものを母数としており、1件の終局事件について複数の成年後見人等がある場合に、複数の「関係別」に該当することがあるため、総数は認容で終局した事件総数(33,864件)とは一致しない。
- (注3) その他親族とは、配偶者、親、子及び兄弟姉妹を除く親族をいう。
- (注4) 弁護士、司法書士、税理士及び行政書士の数値は、各法人をそれぞれ含んでいる(その内訳は、弁護士法人265件、司法書士法人379件、税理士法人0件、行政書士法人5件であった。)
- (注5) 市民後見人とは、弁護士、司法書士、社会福祉士、税理士、行政書士及び精神保健福祉士以外の自然人のうち、本人と親族関係(6親等内の血族、配偶者、3親等内の姻族)及び交友関係がなく、社会貢献のため、地方自治体等(※1)が行う後見人養成講座などにより成年後見制度に関する一定の知識や技術・態度を身に付けた上、他人の成年後見人等になることを希望している者を選任した場合をいう(※2・3)。
- ※1 地方自治体の委嘱を受けた社会福祉協議会、NPO法人、大学等の団体を含む。
- ※2 市民後見人については平成23年から調査を開始しているが、同年及び平成24年の市民後見人の数値は、各家庭裁判所が「市民後見人」として報告した個数を集計したものである。
- ※3 当局実情調査における集計の便宜上の定義であり、市民後見人がこれに限られるとする趣旨ではない。

相続・不動産のご相談は三菱UFJ信託銀行へ

ご相談希望日の**3営業日前まで**にお取引店または最寄りの店舗へご予約ください。

スマートフォンからのご予約はこちらから



最寄りの店舗をお探しの場合はこちら

